

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

- 1 開催日時 令和6年7月16日(火) 午後2時～午後2時45分
- 2 開催方法 参集及びZoomによるWebのハイブリッド開催
- 3 出席者 理事 14名(委任状1名)
監事 1名
事務局 9名 他管理職 7名
- 4 付議事項

【議決事項】

- 議第23号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 議第24号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 議第25号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 議第26号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 議第27号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 議第28号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第29号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 議第30号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第31号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 議第32号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算
- 議第33号 京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正
- 議第34号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【報告事項】

(令和6年度分)

- 報告第1号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会の契約
- 報告第2号 京都府国民健康保険団体連合会総務委員会委員の変更

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

5 議事内容

(理事長挨拶)

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、国保連合会理事会の開催をご案内させていただきましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の理事会におきましては、議決事項としまして、令和5年度分の事業報告や一般会計歳入歳出決算など12件につきましてご審議をいただくほか、報告事項として、国保連合会の契約など、2件について聴取をお願いしております。

また、令和5年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、去る7月8日の監事会において監査をいただいております。後ほど、監事の方から監査結果の報告をいただくこととしております。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議長)

ご異議がないようですので、それでは議事録署名人に福知山市の大橋市長さん、木津川市の谷口市長さんをお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の議第23号「令和5年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

令和5年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。

議案書の3頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目のマルに記載のとおり、5年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常の業務に加えて、5年度をもって終了とされた新型コロナワクチン特例臨時接種に係る費用の請求支払業務についても、円滑な実施に努めました。

二つ目のマルへ参りまして、保険者等に対する支援については、国保データベースシステムを活用して、保健事業支援・評価委員会等による第3期データヘルス計画の策定等の支援を行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、京都府後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら実施しました。

三つ目のマルへ参りまして、診療報酬の審査支払業務の基幹システムである国保総合システムについては、6年1月にクラウドへ移行したうえで、4月からの支払基金との受付領域の共同利用に対応し、国保総合システムの最適化等の開発費用に対する国庫補助金については、地方六団体等のご支援の下、国保中央会とともに強く要望してきた結果、6年度分として25億円が措置されたところであり、引き続き、7年度の補助金確保に向けて要望行動を進めて参ります。

四つ目のマルへ参りまして、財政運営については、歳入の動向が業務によって異なる中において、システムの更改財源をはじめ各業務に必要な財源を的確に確保するためには、中期的な視点に立って財政を運営することが重要であり、業務ごとの3年間の収支見通しに基づく手数料の改定等により、収支の均衡を目指すこととしています。5年度においては、健康診査及び予防接種等審査支払手数料等、5つの業務について手数料等の見直し作業を行い、6年度から必要な改定を行いました。

今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護、人材の育成・確保に取り組み、保険者の共同体としての業務等を着実に進めて参ります。

4頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和5年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) 国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023 に基づく取組の推進については、一つ目と二つ目のマルを合わせてご覧いただきまして、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、支払基金との審査基準の統一化等を進めることなどを記載しており、5年度までに支払基金と847項目を全国統一基準として取りまとめるとともに、審査の不合理な差異の解消を目的とした可視化レポートについては、国保事例の検証レポートを国保中央会ホームページ上に公表しています。

本会においても、これまでの通常の審査委員会業務に加え、国保内の基準統一に向けた意見聴取351件、支払基金の統一基準に係る意見聴取239件について、各専門科の診療報酬審査委員会委員の意見を基に、合同審査委員会にて合議のうえ、意見を国保中央会へ報告しています。

三つ目のマルへ参りまして、医療DXの実現に向けた全国医療情報プラットフォームの構築において、介護情報を一元的に集約し、自治体や利用者等が電子的に閲覧できる介護情報基盤のシステム整備を国保中央会が担うことになり、8年度のシステム運用の開

始に向けて開発等の準備を進めています。

また、プラットフォームの重要な役割を担う国保情報集約システムと国保データベースシステムについては、本会において6年3月にクラウドへの移行を完了しております。

次に、(2) 特別審査委員会における審査対象範囲の見直しでございます。

特別審査委員会は、高額レセプトの適正化、全国審査の平準化等の観点から、国保中央会及び支払基金のそれぞれに設置されており、5年4月から審査対象範囲が見直しされ、特定機能病院等の35万点以上の入院レセプトが特別審査の対象となる一方、入院外レセプトについては、特別審査の対象から除外されることとなりました。

5頁をご覧ください。

(3) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用でございます。

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、介護保険の居宅サービス計画書等を電子送信するためのケアプランデータ連携システムが、5年4月から稼働し、本会においては、事業所に対して、システム利用における電子証明書の発行とライセンス料の徴収を行うとともに、普及促進に向けて、システム利用に係る動画を京都府及び京都市それぞれと共同で作成し、全事業所が視聴できるように取り組みました。

介護情報基盤整備の取組と併せ、引き続き、システム利用の普及に努めて参ります。

続きまして、(4) 介護保険・障害者総合支援システムの更改に向けた取組でございます。

介護保険・障害者総合支援システムの更改にあたっては、クラウド化することとしていますが、円滑な運用を担保するため、大幅なデータ構造の変更などは行わず、インフラ環境変更に伴う対応などを優先的に実施することとされました。

国保中央会においては、クラウド環境における調達区分ごとの開発業者を決定し、本会においては、国保連合会ごとに設置が必要となる機器調達の導入決定をして更改に向けた準備を進めており、円滑な更改に努めて参ります。

最後に、(5) 予防接種事務のデジタル化の推進でございます。

マイナンバーカードを用いたオンラインでの予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求による予防接種事務のデジタル化において、国保中央会では、8年度に予定されている全国展開に向けて、デジタル庁が構築するパブリックメディカルハブにおける予防接種記録・予診情報管理システムなどの開発を進めており、国保中央会とともに、厚生労働省やデジタル庁と連携を図りながら、当該事務のデジタル化の推進に寄与する取組を進めて参ります。

6頁をお開き願います。

「令和5年度個別取組」でございます。

6頁から10頁にかけて、会員の状況や総会、理事会など、また、役員や事務局組織の状況、各種委員会等の活動状況を記載しています。

11頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載しています。

時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は、省略させていただきます。

令和5年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第23号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第23号については次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第24号「令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から、議第32号「令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括議題として、事務局の説明を求めます。よろしくをお願いいたします。

(事務局：財務課長)

議第24号「令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第32号「令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までは、議案書241頁の令和5年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況を用いてご説明します。

243頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、5年度の歳出決算額が前年度を大きく下回っておりますのは、京都府から委託を受けた介護・福祉職員処遇改善支援事業の支払業務が4年度限りであったことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

診療報酬支払勘定については、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、また、公費負担医療の支払勘定については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更及び取扱件数の減により、前年度を下回る決算額となっております。一方、出産育児一時金等の支払勘定については、5年4月から、1人あたりの出産育児一時金の給付額が42万円から50万円に引き上げられたことにより、歳出決算額は増加しています。次の抗体検査等費用支払勘定については、新型コロナワクチン接種費用の取扱件数の減により前年度を下回る決算額となっております。

次に、職員退職手当金の歳出決算額7,536万4千円は、6名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、退職職員数の増により前年度を上回っております。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、令和5年度の貸付件数は、3件、貸付額27万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

要支援・要介護認定者数の増加による取扱件数の増を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計についても、取扱件数が大幅に伸びており、障害介護給付費、障害児給付費ともに前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、診療報酬等の取扱件数が増加し、歳出決算額は前年度を上回っています。一方、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定については、診療報酬審査支払特別会計と同様に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更及び取扱件数の減により、前年度を下回る決算額となっております。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診・特定保健指導等費用支払勘定については、被保険者数の減少により、歳出額は、前年度を下回っています。一方、後期高齢者健診等費用支払勘定は、被保険者数の増加により、前年度を上回る歳出決算額となっております。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数は前年度に比べて増加したものの、1件当たりの求償額が減となったことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を11.4%下回っています。

244頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、5年度からの手数料改定に伴い審査支払手数料は増加したものの、新型コロナワクチン接種事務手数料が昨年と比べ大幅に減少したことから、手数料収入が減となる一方で、国保総合システムの開発負担金や更改費用に充てるため減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産からの繰入金が増加したことなどにより、歳入決算額は、前年度を4.7%上回りました。歳出については、人件費や新型コロナワクチン接種に係る業務委託費が減となったものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したほか、減価償却引当資産やICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を4.9%上回る決算額となっています。

最下段に記載しています実質的な単年度収支については、前年度に比べて3,715万4千円増加し、1,092万7千円の黒字となりました。

245頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

要介護等認定者数の増加による手数料の増に加えて、保険者の端末機器の更新等の受託業務による負担金収入により諸収入その他等が増加したことから、歳入決算額は、前年度を8.8%上回りました。歳出については、人件費や積立金は減少したものの、システム運用サポートの見直しによるシステム関連経費が増加したほか、取扱件数の増による国保中央会負担金の増により一般管理費その他も増加したことにより、前年度を4.2%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて1,251万6千円増加し、2,680万5千円の黒字となりました。

246頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

取扱件数の増加に伴う手数料の増に加えて、繰越金も増となったことから、歳入決算額は、前年度を24.4%上回りました。歳出については、人件費は減少したものの、端末機器の増設によりシステム関連経費が増加したことに加え、業務委託費や積立金も増加したことから、前年度を26.8%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて1,626万6千円減少したものの、492万5千円の黒字となりました。

247頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

被保険者数の増加に伴い手数料が増となったことや国保総合システムの開発負担金や更改費用に充てるため減価償却引当資産からの繰入金等が増となったことに加えて、繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を8.2%上回りました。歳出については、取扱件数の増加に伴い人件費や業務委託費が増となったことや国保総合システム更改費用の支払いのため、システム関連経費が増加したことのほか、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したことから、前年度を9.3%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて 4,343 万 9 千円減少し、1,171 万 8 千円の赤字となりました。

248 頁をお開き願います。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

積立金の洗い替え方式により、積立金からの繰入金が大幅に増加したことに加えて、繰越金も増加したことから、歳入決算額は、前年度を 14.0%上回りました。歳出については、業務委託費が減少したほか消費税事業者納付分の減少により一般管理費その他が減となったものの、インボイス制度対応によるシステム関連経費等が増加したことのほか、積立金も増となったことから、前年度を 19.8%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて 863 万 6 千円減少し、288 万 9 千円の赤字となりました。

249 頁をご覧願います。

積立資産等の状況でございます。249 頁から 250 頁にかけまして、6 年 3 月 31 日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめておりますが、ここでは、特徴的な内容のみご説明します。

まず、5 年度は、国保総合システム更改のため、国保中央会への国保総合システム開発負担金約 2 億 4,400 万円の支払いや更改費用に対応する必要があったことから、1 診療報酬審査支払特別会計業務勘定においては、減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産を取崩し、250 頁の 4 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定においては、減価償却引当資産をそれぞれ取崩しております。

次に、250 頁の 6 職員退職手当金特別会計における退職給付引当資産については、今後 5 年間の退職予定者の退職手当金見込額の 5 分の 1 を毎年度積立てるもので、5 年度末残高は、3 億 5,425 万 7 千円となっています。

251 頁をご覧願います。

本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和 6 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、252 頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約 1 億 5,900 万円の増額となっておりますのは、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産の増等によるものです。

令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、ここで監査結果の報告を、向日市 市民サービス部長 柴田 晶子 様よりお願いいたします。

(監 事：向日市 市民サービス部長 (代理))

監査結果のご報告をいたします。

監査結果報告書

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 6 年 7 月 8 日、監事 向日市長 安田 守、精華町長 杉浦 正省、京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 辻 泰三。

以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見ございましたら頂戴したいと思います。

ご質問ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 24 号から議第 32 号までにつきましては一括してご議決を賜りたいと思います。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

挙手なしであります。よって原案のとおりご承認いただきましたので議第 24 号から議第 32 号までにつきましては次の総会に付議をいたします。

続きまして、議第 33 号「京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長補佐)

議案書の 253 頁をお開き願います。

議第 33 号 国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について、ご説明します。

資料の 259 頁をお開きいただき、参考として添付している「議案説明資料」を用いてご説明させていただきます。

規則改正の趣旨としまして、1 つ目のマルは第 15 条の改正で、現在、診療報酬の支払いについては、電子情報処理組織等を用いた費用の請求を行う保険医療機関又は保険薬局については、審査の翌月 20 日までに、それ以外の保険医療機関又は保険薬局は、25 日

までに行うこととしています。

今般、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令」が令和6年6月1日から施行されることに伴い、同年6月分（7月請求分）から、訪問看護療養費の電子情報処理組織を用いた費用の請求が開始されることから、診療報酬の支払いと同様にするため、所要の改正を行うものでございます。

2つ目のマルは第24条の改正で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」により創設された流行初期医療確保措置について、感染症対応の医療機関による確実な医療の提供のため、感染症発生・まん延時に、その財政支援金を診療報酬と併せて医療機関に支払う業務を本会が受託することに備え、1項では診療報酬審査支払特別会計を、2項では後期高齢者医療事業関係業務特別会計に関し、所要の改正を行うものでございます。

国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見はございますでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第33号につきまして採決をさせていただきたいと存じます。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第33号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第34号「京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について」を議題とします。議案書261頁になりますが、本件につきましては、事務局の説明を省略し、通常総会を7月26日午後2時から、本理事会と同様にハイブリッド方式で開催をすることにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

挙手なしでありますのでご異議なしと認め、さように決したいと存じます。

議決事項は以上となります。

続きまして、事務局より報告事項を聴取いたします。

よろしく願いいたします。

(事務局：総務課長補佐)

議案書の 263 頁をお開きいただきまして、「報告第 1 号 令和 6 年度国保連合会の契約」についてご説明いたします。

1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会財務規則第 54 条第 5 項に基づき、1 件の契約の内容等についてご報告します。

診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務で、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 1,035 万 2,000 円で契約を締結し、契約期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日としています。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の 265 頁をお開きいただきまして、「報告第 2 号 国保連合会総務委員会委員の変更」についてご説明いたします。

委員の変更について理事会への報告を定める国保連合会専門委員会規程第 6 条第 3 項に基づき、総務委員会委員の変更が生じたので、ご報告します。

前任の京都市長 門川 大作 様の令和 6 年 2 月 24 日退任に伴い、京都市長 松井 孝治 様を総務委員会委員とするものです。

なお、参考に総務委員会の委員名簿を掲載しております。

国保連合会総務委員会委員の変更についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、続きまして、その他として事務局より報告を聴取いたします。

(事務局：総務課長補佐)

267 頁をご覧願います。

この決議は、去る 6 月 28 日に開催された国民健康保険中央会の臨時総会で採択されたものであり、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、7 年度分についても引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣及び財務大臣をはじめ、主要な国会議

員等に陳情を行うこととしており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございます。

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめさせていただきます。

この際ですので他に皆様から何かございますでしょうか。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

特にないようですので、大変長時間に渡りまして円滑な議事進行にご協力賜りましてありがとうございました。

以上で本日の理事会はこれにて閉会させていただきます。